

瀬戸法の手引き

1 概要

(1) 対象となる施設

- 水濁法第2条第2項に規定する特定施設
- ダイ特法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設

○ただし、次の施設は除きます。

- ・ 排水の日最大量が 50 m³/日未満の工場又は事業場に設置される特定施設
- ・ 指定地域特定施設（処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）
- ・ 下水道終末処理施設
- ・ 地方自治体が設置するし尿処理施設、廃油処理施設
- ・ 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設

⇒これらの施設は、瀬戸法ではなく水濁法の手続きが必要です。

（瀬戸法第5条第1項、瀬戸法施行令第4条）

(2) 有害物質

- 工場又は事業場において有害物質の保有・取扱いがある場合は、手続きの際に該当する有害物質の項目について記載する必要があります。

<有害物質>

カドミウム及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル	1,2-ジクロロエチレン	ベンゼン
シアン化合物	トリクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	セレン及びその化合物
有機りん化合物	テトラクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物
鉛及びその化合物	ジクロロメタン	1,3-ジクロロプロペン	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	四塩化炭素	チウラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
砒素及びその化合物	1,2-ジクロロエタン	シマジン	塩化ビニルモノマー
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1,1-ジクロロエチレン	チオベンカルブ	1,4-ジオキサン

(3) 窓口

香川県環境森林部環境管理課 土壌・水環境グループ
 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館2階
 TEL：087-832-3218
 MAIL：kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp

※高松市内の工場又は事業場については、高松市役所が管轄しています。
 高松市環境局環境指導課
 〒760-0080 香川県高松市木太町2282-1 環境業務センター内
 TEL：087-839-2380

(4) 提出部数・手数料

2部（控えが必要な場合は3部）（瀬戸法施行規則第2条）

いずれの手続きも手数料は不要です。

2 設置前の手続き

2. 1 特定施設の設置の許可

対象	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするとき
内容	知事の許可を受けなければならない。
時期	設置工事前 (設置工事に着手するまでに許可を受ける必要がある。)
様式	様式第1 特定施設設置許可申請書

(根拠：瀬戸法第5条第1項～第3項)

【解説】

(1) 添付書類

○申請書には当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面（事前評価書）の添付が必要です。

○事前評価書には次の事項を記載しなければなりません。（瀬戸法第5条第7項）

1	当該特定施設を設置しようとする工場又は事業場の排水口の位置及び数
2	排水口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項
3	周辺の公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項
4	各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該排出水の一日当たりの通常量及び最大量 (当該排出水に係る排水基準が定められている事項に関するものを含む。)
5	排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法
6	その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

※事前評価の具体的な方法は、環境省通知「瀬戸内海環境保全臨時特別措置法施行規則第4条第1項の事前評価について」(S49.4.9 環水規76)を参照してください。

(2) 提出時期

○申請後、県において遅滞なくその概要を告示し、申請書に添付された事前評価書を3週間公衆の縦覧に供するとともに、環境保全上関係がある他の関係府県の知事及び市町村の長に通知し、その意見を求めることとなっているため、許可するまでに日数を要します。（瀬戸法第5条第4項～第6項）

○目安として設置工事に着手する 90 日前までに提出してください。

(3) 許可の基準

○知事は、特定施設が次のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならないこととされています。（瀬戸法第6条第1項）

①廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

②当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

○知事は、特定施設が上記に該当する場合においても、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならないこととされています。

（瀬戸法第6条第2項）

(4) 違反に対する措置命令

○知事は、瀬戸法第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置した者に対して、当該特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができます。（瀬戸法第11条）

2. 2 汚濁負荷量の測定方法

対象	日平均排水量が 50 m ³ /日以上 の特定事業場から排水を排出する者
内容	汚濁負荷量の測定手法を知事に届け出なければならない。 (届出に係る測定手法を変更するときも同様)
時期	あらかじめ(使用開始までに届出が必要)
様式	[水濁法] 様式第10 汚濁負荷量測定手法届出書

(根拠：水濁法第14条第2項、第3項)

【注意点】

○本届出の窓口は環境管理課ではなく、管轄する保健福祉事務所等ですので、注意してください。

工場又は事業場の所在地	窓口
さぬき市、東かがわ市、 三木町、直島町	東讃保健福祉事務所 環境管理室 〒769-2401 さぬき市津田町津田 930 番地 2 大川合同庁舎 3 階 TEL：0879-29-8268
丸亀市、坂出市、善通寺市、 宇多津町、綾川町、琴平町、 多度津町、まんのう町	中讃保健福祉事務所 環境管理室 〒763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526 TEL：0877-24-9966
観音寺市、三豊市	西讃保健福祉事務所 環境管理室 〒768-0067 観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号 三豊合同庁舎 1 階 TEL：0875-25-6431
土庄町、小豆島町	小豆総合事務所 環境森林課 〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5 小豆合同庁舎内 TEL：0879-62-2731

【解説】

○届出書に記載する事項は次のとおりです。（水濁法施行規則第9条の2第2項）

- ・ 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、
特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所
- ・ 特定排出水の日当たりの汚濁負荷量の算定方法
- ・ その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

3 設置後の手続き

3. 1 特定施設の構造等の変更

対象	次の事項の変更をしようとするとき ①特定施設の構造 ②特定施設の使用の方法 ③特定施設から排出される汚水等の処理の方法 ④排出水の量（排水系統別の量を含む。） ※ただし、3. 2に該当する場合はこの限りではない。
内容	知事の許可を受けなければならない。
時期	変更工事前 (変更工事に着手するまでに許可を受ける必要がある。)
様式	様式第1 特定施設変更許可申請書

(根拠：瀬戸法第8条第1項、第2項)

【解説】

(1) 添付書類

○2. 1(1)と同様、事前評価書の添付が必要です。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する場合は、事前評価書の添付は不要です。

(瀬戸法施行規則第7条の2)

①次のいずれにも該当すること。 イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常値及び最大値並びに当該汚水等の一日当たりの通常量及び最大量が増大しないこと（処理施設により処理されない場合に限る。） ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常値及び最大値並びに当該汚水等の一日当たりの通常量及び最大量が増大しないこと。 ハ 排水の排出の方法（排水口の位置及び数並びに排出先を含む。以下本条において同じ。）に変更がないこと。
②次のいずれにも該当すること。 イ 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む。）において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排水の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。）の通常値及び最大値並びに当該排水の一日当たりの通常量及び最大量が増大しないこと。 ロ ①ハに掲げること。
③次のいずれにも該当すること。 イ ②イに掲げること。 ロ 排水口の使用の全部又は一部を廃止すること（この場合において、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。
④次のいずれにも該当すること。 イ ②イに掲げること。 ロ 排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更すること（当該排水口以外の排水口について排水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。

(2) 提出時期

- 2. 1 (2)と同様、目安として工事に着手する 90 日前までに提出してください。

(3) 違反に対する措置命令

- 知事は、第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができます。（瀬戸法第 11 条）

3. 2 軽微な変更

対象	次の事項の変更をしたとき ①様式第 1 の別紙 1 から別紙 3 までのその他参考となるべき事項の欄に記載した事項 ②様式第 1 の別紙 4 又は別紙 5 のその他参考となるべき事項の欄に記載した事項（排出水の量（排水系統別の量を含む。）に係るものに限る。）
内容	知事に届け出なければならない。
時期	軽微な変更をした日から 30 日以内
様式	様式第 2 特定施設変更届出書

（根拠：瀬戸法第 8 条第 1 項ただし書、第 4 項）

【解説】

- 3. 1 の変更許可の対象との判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

3. 3 氏名等の変更

対象	次の事項に変更があったとき ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地 ③排出水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。） ④用水及び排水の系統
内容	知事に届け出なければならない。
時期	変更があった日から 30 日以内
様式	様式第 2 特定施設変更届出書（③又は④の変更の場合） 様式第 5 氏名等変更届出書（①又は②の変更の場合）

（根拠：瀬戸法第 9 条）

3. 4 汚濁負荷量の測定方法の変更

対象	日平均排水量が 50 m ³ /日以上 の特定事業場から排出水を排出する者
内容	2. 2 で届出した汚濁負荷量の測定手法を変更するとき、知事に届け出なければならない。
時期	あらかじめ（使用開始までに届出が必要）
様式	〔水濁法〕様式第 10 汚濁負荷量測定手法届出書

（根拠：水濁法第 14 条第 2 項、第 3 項）

【注意点】

○本届出の窓口は環境管理課ではなく、管轄する保健福祉事務所等ですので、注意してください。（窓口の詳細は2. 2をご覧ください。）

【解説】

○届出書に記載する事項は次のとおりです。（水濁法施行規則第9条の2第2項）

- ・ 特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態、特定排出水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項の計測方法及び計測場所
- ・ 特定排出水の日当たりの汚濁負荷量の算定方法
- ・ その他汚濁負荷量の測定手法について参考となるべき事項

3. 5 使用の廃止

対象	特定施設の使用を廃止したとき
内容	知事に届け出なければならない。
時期	使用を廃止した日から30日以内
様式	様式第7 特定施設使用廃止届出書

（根拠：瀬戸法第9条）

3. 6 承継

対象	①2. 1の許可を受けた者からその許可に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者 ②2. 1の許可を受けた者について相続、合併又は分割（その許可に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったとき
内容	①当該特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。 ②相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。 ⇒①又は②により2. 1の許可を受けた者の地位を承継した者は、知事に届け出なければならない。
時期	承継があった日から30日以内
様式	様式第8 承継届出書

（根拠：瀬戸法第10条）

4 排水に関する規制

4. 1 排出水の排出の制限

対象	排出水を排出する者
内容	排出水の汚染状態が特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

(根拠：水濁法第 12 条)

【解説】

(1) 排水基準

○ここでいう排水基準とは、国が定める一律排水基準に加え、県が条例で定める上乗せ排水基準も含まれます。(水濁法第 3 条第 3 項、第 8 条第 1 項)

(2) 改善命令等

○知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。(水濁法第 13 条第 1 項)

4. 2 総量規制基準の遵守義務

対象	日平均排水量が 50 m ³ /日以上 of 特定事業場の設置者
内容	総量規制基準を遵守しなければならない。

(根拠：水濁法第 12 条の 2)

【解説】

(1) 総量規制基準

○総量規制基準の数値は、県が個々の工場又は事業場ごとに算出し、設置許可手続き等の際に県から申請者へ通知します。

(2) 改善命令等

○知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該工場又は事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。(水濁法第 13 条第 3 項)

4. 3 排出水の汚染状態の測定等

対象	排出水を排出する者
内容	○排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。 ○公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口的位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

(根拠：水濁法第 14 条第 1 項、第 4 項)

【解説】

○ 2. 1 又は 3. 1 の手続きの際に排水口ごとに記載した項目（様式第 1 の別紙 4 に記載した項目）について、定期的な測定を義務付ける規定です。

○ 排水水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次のとおり行わなければなりません。（水濁法施行規則第 9 条）

※環境省通知「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（H23.3.16 環水大大 110316001、環水大水 110316002）も併せて参照してください。

<測定方法>

- ・「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和 49 年環告 64）により行う。

<測定頻度>

- ・当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、様式第一別紙四により申請したものについては一年に一回以上、その他のものについては必要に応じて行う。
- ・ただし、旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する特定事業場に係る排水水の汚染状態の測定のうち、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物並びに水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量に係るものについては、三年に一回以上行う。

<試料採取の時期及び時刻>

- ・測定のための試料は、測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取する。

<測定の結果の記録>

- ・測定の結果は、様式第 8 による水質測定記録表により記録する。
- ・ただし、計量法第 107 条の登録を受けた者から様式第 8 の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合（同法第 107 条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができる。

<測定の結果の記録の保存>

- ・測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は上記ただし書に定める証明書（計量法第 107 条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）とともに三年間保存する。

○ 県による定期的な立入の際に排水水の汚染状態の記録を確認する場合がありますので、すぐに記録を提示できるよう整理して保存してください。

○ 県が抜き打ちで実施する排水水の検査（行政検査）とは異なります。

4. 4 排出水の汚濁負荷量の測定等

対象	日平均排水量が 50 m ³ /日以上の特定期間から排水を排出する者
内容	○排水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

(根拠：水濁法第 14 条第 2 項、第 3 項)

【解説】

○排水の汚濁負荷量の測定及びその結果の記録は、次のとおり行わなければなりません。(水濁法施行規則第 9 条の 2 第 1 項)

<測定方法>

- ・汚濁負荷量の測定は、環境大臣の定めるところ(※)により、特定排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排水の量その他の汚濁負荷量の測定に必要な事項を計測し、特定排水の一日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行う。

(※) 環境大臣の定めるところ

化学的酸素要求量	化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法 (S54 環告 20) ※第一の一ただし書：昭和 55 年香川県告示第 633 号を参照。
窒素含有量	窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法 (H13 環告 77) ※第一の一ただし書：平成 14 年香川県告示第 493 号を参照。
りん含有量	りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法 (H13 環告 78) ※第一の一ただし書：平成 14 年香川県告示第 493 号を参照。

<測定頻度>

日平均排水量 (m ³ /日)	測定頻度
400 以上	毎日
200 以上 400 未満	七日を超えない排水の期間ごとに一回以上
100 以上 200 未満	十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上
50 以上 100 未満	三十日を超えない排水の期間ごとに一回以上

※特定事業場の規模、排水系統の状況、排水の系統ごとの汚染状態及び量その他の事情により、これらの測定の回数によることが困難と認められる場合であって、知事が別に排水の期間を定めたときは、当該知事が定めた排水の期間(昭和 55 年香川県告示第 634 号及び平成 14 年香川県告示第 494 号)ごとに行うこと。(水濁法施行規則第 9 条の 2 第 1 項第 2 号)

<測定の結果の記録>

- ・測定の結果は、様式第 9 による汚濁負荷量測定記録表により記録する。

<測定の結果の記録の保存>

- ・測定の結果の記録は、三年間保存する。

○本県では、汚濁負荷量の測定義務が課せられた事業者に対して、毎月、汚濁負荷量の測定結果をメールで県へ報告するよう依頼しています。

4. 5 事故時の措置

対象	特定事業場の設置者
内容	○当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずる。 ⇒その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
時期	速やかに
様式	県独自様式 1 事故報告書

(根拠：水濁法第 14 条の 2 第 1 項)

【解説】

(1) 通報

- 有害物質を含む水若しくは排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透した場合は、速やかに関係機関へ通報してください。
- 関係機関としては、次の機関が挙げられます。工場又は事業場の立地する地域や事業内容に応じた緊急連絡網を作成し、備えてください。

環境関係	管轄する県保健福祉事務所等、市町環境担当部署
災害関係	県警察、消防署、海上保安庁
管理者等	河川管理者、下水道管理者、水道事業者、 利水関係機関（漁業団体、土地改良区等）

(2) 応急の措置を講ずべきことの命令

- 知事は、特定事業場の設置者が応急の措置を講じていないと認めるときは、特定事業場の設置者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。（水濁法第 14 条の 2 第 4 項）

(3) 地下水の水質の浄化に係る措置命令等

- 知事は、工場又は事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、工場又は事業場の設置者等に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。（水濁法第 14 条の 3 第 1 項、第 2 項）
- 工場又は事業場の設置者等は、上記命令に係る措置に協力しなければなりません。（水濁法第 14 条の 3 第 3 項）

4. 6 事業者の責務

対象	事業者
内容	その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

(根拠：水濁法第 14 条の 4)

【解説】

- 汚水又は廃液を公共用水域に排出させ、又は地下に浸透させる全ての事業者（事業活動を行う者一般）を対象としています。
- 本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断の下に実施されるものであり、事業者に排水水等の測定又は公共用水域等の汚濁の防止のための措置を強制するものではありません。
- 具体的な措置としては、例えば、事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握、汚濁の負荷の低減に資する施設の整備及び維持管理等が想定されています。